

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認 可 等 の 内 容		医療費の支給
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市こども医療費支給に関する条例 (支給) 第4条 市は、保護者が前条に定める対象のこどもに係る一部負担金等を支払った場合において、当該支払額を支給するものとする。 (支給の方法) 第5条 前条の支給は、対象のこどもの保護者の申請に基づき行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、市は、対象のこどもが現物給付を実施する埼玉県内の保険医療機関等で医療を受けた場合には、当該保険医療機関等の請求に基づき、一部負担金等を対象のこどもの保護者に代わって当該保険医療機関等に支払うことができる。 3 前項の規定による支払があつたときは、当該対象のこどもの保護者に対して前条の支給があつたものとみなす。
所 管 部 課 係 名		こども未来部こども給付課給付係
審	関 係 条 項	新座市こども医療費支給に関する条例 (定義)
査		第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 「医療費」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）に規定する医療に要する費用をいう。 (4) 「一部負担金等」とは、こどもに係る医療費のうち、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）が、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき額及び他の法令の規定による医療給付があつたときの負担すべき額から法令又はそれに準じる規定による給付の額、付加給付の額及び食事療養標準負担額を控除した額をいう。 (損害賠償との調整) 第9条 市長は、医療費の支給事由が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する額を返還させることができる。
基		
準		新座市こども医療費支給に関する条例施行規則 (社会保険各法)

		第2条 条例第2条に規定する規則で定める社会保険各法は、次の各号に掲げる法律とする。 (1) 健康保険法（大正11年法律第70号） (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号） (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） （支給の申請等） 第5条 条例第5条第1項の規定による支給の申請は、こども医療費交付申請書によらなければならない。この場合において、医療機関等で発行された領収書等を添付する必要があるときは、負担した医療費の内訳が明らかであるものでなければならない。 2 条例第5条第2項の保険医療機関等は、市長と同項の規定による支払の条件に係る協定を締結しなければならない。 3 条例第5条第2項の規定による保険医療機関等の請求は、こども医療費請求書によらなければならない。 4 市長は、条例第5条第2項の規定による支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。この場合において、前2項の規定は、適用しない。 （支給の決定） 第6条 前条第1項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、当該申請に係る支給の額を決定したときは、こども医療費支給決定通知書により、申請者に通知するものとする。 2 前項の規定により支給を決定した医療費は、速やかに申請者に交付するものとする。この場合において、申請者の死亡等により当該申請者に交付することができないときは、市長が定める者に交付するものとする。
	基準 （未設定の場合はその理由）	未設定 （条例及び規則で明確に規定されているため）
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（令和6年7月1日最終変更）
期 処 標 間 理 準	標準処理期間 （未設定の場合はその理	総日数 2か月

	由)	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）